

2021年1月14日

各位

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令中の 組合員活動の対応について

ろっこう医療生活協同組合
理事長 村上正治

新春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月13日、兵庫県、大阪府、京都府などにも、緊急事態宣言を発令されました。

ろっこう医療生活協同組合としては組合員活動について、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

皆様方のご協力をお願い申し上げます。

記

1. けんこうクラブ活動 ⇒すべて中止

※けんこうクラブ代表者は、メンバーへの周知徹底をお願いします
※各組合員集会室は閉館します

2. 2020年度支部総会 ⇒延期

※支部役員は、参加予定組合員への周知徹底をお願いします

3. 理事会、理事会専門委員会、監事会 ⇒予定通り開催

※開催会場閉鎖の場合は、別途検討します

※緊急事態宣言解除後の対応については、あらためてお知らせいたします。

この件に関するお問い合わせは・・・

ろっこう医療生活協同組合本部 電話 078-802-3424

受付時間 平日9時～17時、土曜日9時～13時